

# 軽犯罪法 1 条 2 号にいう「隠して」と 「正当な理由」の解釈

広島高岡山支判平成29年 3 月 8 日判時2354号109頁

菊 地 一 樹

1. 事案の概要
2. 判決要旨——破棄自判，無罪
3. 評釈

---

---

## 1 事案の概要

被告人は、正当な理由がないのに、平成27年11月24日午後 8 時25分頃、岡山県備前市所在のコンビニエンスストア駐車場において、人に身体に重大な害を加えるのに使用されるような器具であるヌンチャク 3 組を、自動車内に隠して携帯していたとして、軽犯罪法 1 条 2 号違反の罪（凶器携帯の罪）で起訴された。被告人の供述によれば、本件ヌンチャク 3 組を自動車内に積載していたのは、趣味として仕事の空き時間に練習するためであり、また、整体師という職業上、手首等を鍛える必要があったとされている。

原判決（玉島簡判平成28年11月 8 日判時2354号112頁）は、被告人は本件ヌンチャク 3 組を「隠して携帯し」た、被告人には本号の「正当な理由」は認められないとして、本号を適用して、被告人を有罪とした。まず、原判決は、本号の「隠して携帯して」を、他人の視野に入っていないような状態におくこととし、本件ヌンチャク 3 組は、普通乗用自動車の後部座席下及び後部座席上に積載された布団の下に置かれていたことから、客観的に「隠して携帯して」に該当するとした。さらに、「隠して」の要件の充足が認められるためには、被告人に「隠す意思」が存在することが必要であるが、その存否については、「被告人において、本件ヌンチャクが、他人が通常の方法で観察した場合にそ

の視野に入っていないような状態におかれていることを認識していたかどうかによって判断す」れば足りるとして、被告人に「隠す意思」があったことを認定している。

また、「正当な理由」について、原判決は、本件ヌンチャクがその形状および性能からして「攻撃的加害使用が十分に可能な器具」であることから、「催涙スプレー」のような防犯用品と比較して、「なおのことその取り締まりをする必要性、合理性がある」とした。そのうえで、ヌンチャクの隠匿携帯に「正当な理由」があるというためには、「特にヌンチャクを携帯しなければならない事情」が必要であり、被告人が供述する、本件ヌンチャクの用途や使用目的がこれにあたることは困難であるとされた。

そこで被告人は、原判決に法令適用の誤りがあるとして控訴した。

## 2 判決要旨——破棄自判、無罪

原判決には、本号の「隠して」及び「正当な理由」につきいずれも法令適用の誤りがあり、これらの点はいずれも判決に影響を及ぼすことが明らかであるとし、原判決を破棄したうえで、被告人に無罪を言い渡した。

### (1) 「隠して」について

「本号は、凶器携帯犯人がその凶器を『隠して』いる場合を処罰する趣旨の規定であって、犯人に隠す意思を要するところ、隠す意思があるというためには、隠れた状態を認識するだけでは足りず、携帯の態様や目的等から『隠す』ことについての何らかの積極的な意思を認定する必要があると解すべきである。

そうすると、本号の『隠して』につき、『隠す意思』は他人から見えない状態におかれていることを認識しているだけで足りるとし、このような状態におかれているというだけで『隠して携帯し』にあたるとする原判決には法令の解釈適用に誤りがある。そうして、本件における携帯の態様が『隠す』ことに対する強固な意思を推認させるものではなく、携帯の目的も……『隠す』必要性を高めるようなものであるとは認定できないという具体的な事実関係を前提とすると、その誤りは、判決に影響を及ぼすことが明らかである。」

## (2) 「正当な理由」について

「本号では、隠して携帯することが違法となる器具が、一義的に定められておらず、本号の器具には、一方で、犯罪に用いられれば危険性の高いとみられる器具であっても、他方で、職業上又は日常生活上必要ともいえる器具も多く含まれうるのであって、本号の凶器につき、携帯凶器の危険性の高さを理由に、直ちに、『正当な理由』は特別の事情がある場合に限られるなどと、限定的に解してよいことにはならない。本号の『正当な理由』については、客観面と主観面の諸事情を総合して判断することが必要である。

そして、原判決は、本件ヌンチャクの危険性を催涙スプレー以上とみているようであるが、催涙スプレーは、器具自体が攻撃以外の使用目的や用途がないものであるのに対し、ヌンチャクは、現代では、武道や趣味などとして適法な用途に利用されうるものであり、同目的で使用されることの方が一般的であるから、社会通念上、携帯が相当な場合が十分にある。このような器具を携帯している場合は、特に上記のような総合判断を行う必要性が高い。」

「本件の具体的事実関係をみると、被告人が供述する、本件ヌンチャクの用途や使用目的、携帯の動機経緯等には相応の合理性が認められ、これを排斥できるような事情は窺われない。ヌンチャクが3組あったことや被告人が午後8時過ぎころにコンビニエンスストアの駐車場に駐車させた自動車内にいたことについても、合理的説明がなされている。その他、被告人の職業、日常生活、周囲の状況も多数の者がいたともいえないことも考慮すると、被告人の本件ヌンチャク3組の携帯が、職務上又は日常生活上の必要性から、社会通念上、相当と認められる場合に当たらないとするには合理的疑いがあり、『正当な理由』がないとはいえない。」

## 3 評釈

### (1) 問題の所在

軽犯罪法1条2号は凶器携帯の罪を規定しており、「正当な理由がなくて刃物、鉄棒その他人の生命を害し、又は人の身体に重大な害を加えるのに使用されるような器具を隠して携帯していた者」が処罰の対象とされている。本件で主に問題となるのは、以下の2点である。第1は、本号の「隠して」という要件の主観面（隠す意思）として、単に他人から隠れている状態を認識しているだけでは足りず、「隠す」ことについての何らかの積極的な意思が必要か否か

である。本判決は、これを要求する立場から、本件の事実関係の下で「隠す意思」の存在を否定するという注目すべき判断を示したものである。もっとも、このような「積極的な意思」を要求することの根拠は必ずしも明らかではなく、検討が必要である。第2の問題点は、「正当な理由」の判断方法である。この点に関しては、近時、「催涙スプレー」を路上で隠匿携帯した行為について「正当な理由」を認め、無罪判決を言い渡した最高裁判例（最判平成21年3月26日刑集63巻3号266頁）との関係も念頭に置きながら検討を加える必要があるだろう。

なお、本号違反の罪が成立するためには、行為の客体が「人の生命を害し、又は人の身体に重大な害を加えるのに使用されるような器具」に該当する必要があるが、本件でこの点は特に争われていないため、ヌンチャクが本号にいう器具に当たることは前提とされているものと解される<sup>(1)</sup>。もっとも、本号の処罰根拠を、周囲の者の不安感ではなく、人の生命・身体に対する危険に求めるとすれば、ヌンチャク自体の属性だけではなく、その使用者の腕力や能力等も考慮して<sup>(2)</sup>、人の生命・身体に重大な害をもたらしかを実質的に判断することが考えられる。特に、素人による扱いが相当に困難な武器が問題となる場合に、使用者の熟達度の低さによっては、本号の器具該当性を否定する余地もあるだろう。

## (2) 「隠す意思」について

### (a) 「隠して」要件の意義

第1の問題点について検討を加える前提として、本号がなぜ「隠して」携帯した場合のみを禁止の対象とし、公然と携帯する行為を処罰していないのかという点について検討を加える必要がある<sup>(3)</sup>。学説の中には、その根拠を、公然

(1) 法務省刑事局軽犯罪法研究会編著『軽犯罪法101問』（立花書房、1995年）46頁も、本号の器具に当たるとされるものの例として「ヌンチャク」を挙げている。

(2) 磯崎良誉『軽犯罪法解義』（法文社、1948年）62頁も、本号の器具該当性について、「その器具を用いる人の腕力その他の諸条件全體を考慮して決定すべき」であるとする。これに対して、専ら凶器の客観的属性が問題になるとするのは、伊藤榮樹（勝丸充啓改訂）『軽犯罪法〔新装第2版〕』（立花書房、2013年）60頁。

(3) なお、銃刀法22条は、刃体の長さが6センチメートルを超える刃物の携帯を、公然と携帯する場合も含めて禁止している。

携帯している場合には、一般人に警戒心を起こさせるため危険性が少ないことに求めるものがある<sup>(4)</sup>。このような理解を前提とする場合、客観的に他人から見えない状態におかれていることこそが、本号の違法性との関係で決定的な意味を持つと解される。したがって、行為者の主観面としては、単にこのような状態を認識していれば、少なくとも「故意」の内容としては十分であるといえ、原判決の立場に合理性が認められることになるろう。

しかしながら、そもそも、公然携帯している場合の方が、隠匿携帯の場合と比して常に危険性が低いと考えることはできない<sup>(5)</sup>。また、確かに、凶器によっては、隠匿携帯をした場合の方が、「不意打ち」的な使用が可能になることで人の生命・身体に対する危険性が大幅に高まるということも想定できる。しかし、そのような危険性については、前述したような本号の器具該当性を実質的に判断する中で考慮すれば足りるように思われる。いずれにせよ、以上のような理解が「隠して」という要件の固有の意義を十分に説明できているかは疑わしいといえよう。

「隠して」という要件が有する意義の検討に際しては、本号と同じく「隠して」携帯した場合のみを処罰の対象としている、ピッキング防止法4条から手がかりを得ることが考えられる<sup>(6)</sup>。同条は「指定侵入工具」、すなわち、「ドライバー、バールその他の工具（特殊開錠用具に該当するものを除く。）であって、建物錠を破壊するため又は建物の出入り口若しくは窓の戸を破るために用いられるもののうち、建物への侵入の用に供されるおそれ大きいものとして政令で定めるもの」（同法2条3号）の隠匿携帯を禁止する規定であるが、この規定における「隠して」の意義は、軽犯罪法1条2号にいう「隠して」と同様であると理解されている<sup>(7)</sup>。もっとも、ここで問題となる「指定侵入工具」については、人の生命・身体に対する「不意打ち」的な危険が問題とならない

(4) 野木新一ほか『註釈軽犯罪法』（良書普及会、1949年）33頁、大塚仁『特別刑法』（有斐閣、1959年）103頁。

(5) 植松正『軽犯罪法講義』（立花書房、1948年）46頁は、公然携帯している方が危険でないとはいえないとしたうえで、この要件を蛇足であるとし、「隠して」をできるだけ拡張して解釈すべきであるとする。

(6) なお、我が国の法律において、「隠して携帯」する行為を禁止する規定は、軽犯罪法1条2号、ピッキング防止法4条のほか、軽犯罪法1条3号（侵入用器具携帯罪）のみである。

(7) 田中伸一「特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律について」研修681号（2005年）62頁。

ため、前述のような意味での「警戒心」を問題とする余地がないことに注意を要する。両規定の「隠して」の意義を統一的に理解すべきであるとすれば、やはり、「警戒心」を起こさせないことは別の点にその意義を見出す必要があるだろう。

ピッキング防止法4条における「隠して」の意義を明らかにするためには、同法3条との関係に着目することが有用である。同法4条が「指定侵入工具」につき、隠匿携帯のみを禁止しているのに対して、同法3条は、「特殊開錠用具」、すなわち、ピッキング用具その他の専ら特殊開錠を行うための器具について、広く「所持」一般を禁止している。こうした区別の合理性については、次のような説明がなされている。すなわち、「指定侵入工具」は、一般の国民が日常生活に用いるために広く普及しているものであり、ドライバーなどの、法益侵害との結び付きがかなり弱い物が含まれるため、「携帯の中でも特に結果発生との結び付きが相対的に強い隠匿携帯に限って禁止がされている」<sup>(8)</sup>というのである。ここでいう「結果発生との結び付き」というのは、「隠して」携帯している場合、違法な目的で当該工具を使用する可能性が高いという意味で持ち出されているものと理解できる<sup>(9)</sup>。このような説明によれば、他人から見えない状態にあったという客観的な事実よりも、携帯者が積極的に「隠す意思」を有していたという主観面に関わる事実の方がより決定的な意味を持つと考えられる。

以上のような理解は、軽犯罪法1条2号の解釈においても同様に参照することが可能である。なぜなら、本号にいう「器具」も、日常生活に広く普及しているものが含まれる点で同様であり、処罰範囲を特に人の生命・身体に対する具体的危険の発生と結びつきやすい隠匿携帯に限ることが必要であると考えら

(8) 坂口拓也「特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律の概要」警察学論集56巻12号(2003年)43頁以下。

(9) 重久真毅『「特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律」について』捜査研究624号(2003年)16頁も、「侵入犯罪を企図している者であれば、指定侵入工具を携帯するなら『隠して』携帯するのが通常である」として、「隠して」の要件を、侵入犯罪の企図と結びつけて説明している。

(10) 伊藤・前掲注(2)62頁以下も、隠す意思を要求する根拠として、本号が、「危険な器具を『隠して』携帯することが人の生命、身体に対する具体的危険と結びつきやすいことに着目して、犯罪としたものと解される」とし、「隠して」の要件は「正当な理由がないことの象徴的な事実としての意味を有するものと考えられる」としている。同様の説明として、法務省刑事

れるためである<sup>(10)</sup>。こうした見地からは、「隠す意思」の内容として、単に他人から隠れている状態の認識だけではなく、本判決のように「隠す」ことについての積極的な意思を要求することも支持できる。すでに、本判決以前の下級審裁判例の中にも、『「隠して」とは……他人の目に触れぬような状態に器具を置くことについて犯人にその意思があることを必要とすべきである」として、積極的に隠す意思を要求するものが見受けられるが（京都簡判昭和48年2月19日判タ302号313頁）、このような理解が高裁レベルで支持されたという点で、本判決の意義は大きいといえる。

なお、ピッキング防止法4条の適用が問題となった裁判例の中には、本件の原判決と同様に、人の目に触れない状態で携帯していたという事実から、直ちに「隠して」に当たると認められたものも存するが<sup>(11)</sup>、軽犯罪法1条2号との間で「隠して」の意義を統一的に理解すべきであるとすれば、ピッキング防止法4条の「隠して」の要件の認定に際しても、何らかの積極的な「隠す意思」の存在の証明が必要となる<sup>(12)</sup>。

#### (b) 「積極的な意思」の内実

「隠す」ことについての「積極的な意思」があるといえるのは、本号の器具を他人の目に触れないような状態に置く際に、まさに「他人の目に触れない状態に置くこと」がその行為に出ることの積極的な動機となっている場合であると考えられる。反対に、「他人の目に触れない状態に置くこと」が動機となっておらず、例えば、「仕舞う場所がその場所しかなかった」といった他の合理的な理由が存在する場合には、「積極的な意思」があるとは認められないであろう<sup>(13)</sup>。さらに、「積極的な意思」の内実を明確にするためには、ここでいう

---

局軽犯罪法研究会編著・前掲注（1）50頁、大場史朗「判批」久留米大学法学68号（2012年）100頁も参照。

(11) 例えば、東京地判平成16年5月17日判時1888号159頁は、被告人がドライバーを背中に背負ったリュックサックのポケットの中に入れ、人の目に触れない状態で携帯していたという事実のみを根拠に、「隠して」携帯に該当することは明らかであるとしている。

(12) 増田隆「いわゆるピッキング防止法4条にいう『業務その他正当な理由による場合』」高橋則夫＝松原芳博編『判例特別刑法』（日本評論社、2012年）343頁参照。

(13) 前出京都簡判昭和48年2月19日も、被告人が自動車内に木刀を携帯していた事案で、木刀の長さや自動車の構造から考えて、木刀はその場所しか置く場所がなく、また、運転席右ドアを閉めれば本件木刀が見えなくなるもの

「隠す意思」が、誰から「隠す」意思を問題としているのかという点についても検討を加えておく必要がある。

まず考えられるのは、①凶器使用の(潜在的な)対象者から、という理解である。「隠して」という要件の意義を、人に警戒心を起こさせないことにより生じる高い危険に求めるような立場からは、このような理解を支持し得るであろう。もっとも、前述のとおり、こうした立場が、「隠して」という要件の意義を的確に把握しているかどうかについては疑問が残る。

これに対して、本号の器具を積極的に「隠して」携帯する者は、人の生命・身体に危害を加える違法な行為に出る危険性が高いという発想を採る場合、携帯者の謂わば「やましさ」の有無こそが重要であり、②主として警察官等<sup>(14)</sup>からの隠匿が問題となろう。例えば、東京簡判昭和49年4月9日刑月6巻4号384頁は、被告人らが、前方の警察官に近づかれ凶器が発見されることを危惧してその場から逃走したという事実を、「被告人らにそれらの器具を『隠さず』に公然携帯する意思のなかつたことを示唆する証左である」としており、このような理解に馴染むと評価できるように思われる<sup>(15)</sup>。

こうした捉え方の対立は、「隠して」という要件の客観面を問題とする限りでは、①凶器使用の対象者からの隠匿があれば、同時に②警察官等からの隠匿も実現されるため、顕在化しないものである。しかし、「隠す意思」という主観面では、両者の間でズレが生じるため、この「誰から」という論点が正面から問題になる場合がありうると考えられる。例えば、前出最判平成21年3月26日で問題となった「催涙スプレー」は、防衛効果を上げるために、①使用の対象者からは隠す意思があることが通常であると考えられるが、②警察官等から隠す意思が常にあるとは限らない。むしろ、防犯目的での携帯が適法であると考えていた場合、警察官等から隠す意思は認められないということも十分ありうるのであろう。このような場合、②警察官等からの隠匿を問題とする立場か

---

の、「ドアを閉めるのは自動車運転者が自動車を運転通行するに当たって当然守るべき事項である(道路交通法71条4号)として、被告人の「隠す意思」を否定している。

(14) ここでは、携帯者が自身の違法な目的の発覚を避けたいと考えるか否かが重要であり、その意味では、警察官に限らず、場合によっては周囲の一般人がこれに含まれると解することも可能であろう。

(15) 大場・前掲注(10)101頁も、「警察官の姿を見て逃走したといった状況がある場合には『隠す意思』が推定できる」としている。



らは、「隠す意思」の存在が否定されることで、本罪が不成立となりうるのである<sup>(16)</sup>。

もっとも、こうした立場によれば、凶器の携帯ないし使用の違法性の意識がない場合に、広く「隠す意思」が否定され、本罪の成立範囲が著しく狭まるのではないか、との懸念もあり得る。このような帰結の妥当性も含めて、「積極的な意思」の具体的な内実については、今後の裁判例の動向等も踏まえてさらに検討がなされる必要がある。

### (3) 「正当な理由」について

#### (a) 「特に携帯しなければならない事情」の要否

原判決が、本件ヌンチャクが「攻撃的加害使用が十分に可能な器具」であることに照らして、「正当な理由」を認めるためには「特に携帯しなければならない事情」が必要であると解したのに対して、本判決は、そのような限定的な理解を採らなかった。

上述した「隠して」、さらには、「器具」や「携帯」<sup>(17)</sup>といった本号の要件を、本号の違法性を十分に根拠づけられるように実質的に解釈する場合には、これらの要件の充足が確認されることで、処罰に値するだけの危険性を十分に担保することがある程度可能となる。このように考えれば、「正当な理由」の有無の判断では、凶器の隠匿携帯が例外的に正当化されるか否かが問題となるため、原判決のような、「特に携帯しなければならない事情」を要求する立場にも一定の合理性を認めることができるように思われる。ピッキング防止法4条の裁判例の中でも、例えば、東京高判平成18年10月15日高刑速（平18）204頁は、「同法4条は、建物への侵入の用に供されるおそれが大きい工具である指定侵入工具を隠して携帯することが、建物に侵入して行われる犯罪に結びつ

(16) この点で、前出最判平成21年3月26日の事案において、弁護人が、被告人は催涙スプレーを「隠して」携帯していたとはいえないと主張していた点は注目に値する。この主張は、原審（東京高判平成20年7月9日刑集63巻3号288頁）で斥けられているが、被告人が警察官に対する本件催涙スプレーの提出に直ちにに応じていたとすれば、「隠す意思」が否定されると解する余地があろう（大場・前掲注（10）100頁参照）。

(17) なお、「携帯」は、「所持」よりも狭く、かつ、より事実的な概念であると解されているが、握持までは必ずしも必要なく、乗用車のトランク内に収納したりして運転していくような場合も含まれると考えられている（伊藤・前掲注（2）63頁）。

くおそれが定型的に高いことから、そのような抽象的危険性のある行為自体を、業務その他正当な理由による場合でない限り禁止したものである」として、「正当な理由」が認められる場合を限定的に理解しており<sup>(18)</sup>、このような解釈に親和的であるといえる。

他方で、上記3要件だけで処罰に値する危険を担保することは困難であるという立場<sup>(19)</sup>からは、これと異なり理解もありうる。この立場によれば、「正当な理由」要件において、危険の実質的判断を行うことが期待されるとともに、「職務上又は日常生活上の必要性」がこれを上回るかどうかという点について、より慎重な判断が要請されることになる。

#### (b) 「催涙スプレー」との比較

この点で注目に値するのは、前出最判平成21年3月26日における「正当な理由」の判断である。最高裁は、被告人が、健康上の理由で行う深夜路上でのサイクリングに際し、護身用に製造された小型の催涙スプレー1本をズボンのポケット内に入れて隠匿携帯したという事案で、同隠匿携帯は「正当な理由」によるとして無罪を言い渡している。ここでは、器具隠匿携帯行為の危険性と「職務上又は日常生活上の必要性」の程度が具体的に評価され、両者の比較を軸として、「正当な理由」の存否が判断されたものと評されている<sup>(20)</sup>。今回の事案において、本判決が「正当な理由」の有無について、「客観面と主観面の諸事情を総合して判断することが必要である」としたのも、これと同様の判断枠組みを維持したものであると考えられる。

もっとも、「催涙スプレー」が専ら護身用に製造されたものであったのとは異なり、本件スUNCHAKは「攻撃的使用が十分に可能な器具」であり、この点の相違は「正当な理由」の有無の判断にも影響を与えるであろう。原判決のような、「特に携帯しなければならない事情」を要求するという限定的な理解までは採らないとしても、「攻撃的使用が十分に可能な器具」であり、人の生

(18) 田中・前掲注(7)66頁も、ピッキング防止法4条にいう「正当な理由」の判断に際しては、「指定侵入工具の隠匿携帯が、原則として違法であり犯罪となるという立法府の判断が示されたことを、まずもって直視すべき」であるとする。

(19) 遠藤聡太「判批」ジュリ1407号(2010年)168頁参照。なお、論者は、本号の立法過程において、上記3要件だけでは行為の違法性を識別できないとの理由で「正当な理由」要件が設けられたこと(昭和23年3月23日第2回国会衆議院司法委員会議録第3号における國宗榮政府委員発言)も指摘する。

(20) 遠藤・前掲注(19)165頁。

命・身体に対する危険が高まる分、このような危険を上回るだけの大きな対抗利益が要求されるというのは、自然な発想であると思われる。

このような事情の存在にもかかわらず、本判決が結論として「正当な理由」を肯定したことはいかに説明できるだろうか。まず考えられるのは、本判決が、武道や趣味などの用法での利用にも相当の価値を認め、上記のような危険性を上回るだけの大きな対抗利益の存在を認めたという理解である。しかし、このような理解に対しては、そもそも「人の生命・身体」という利益に、「武道や趣味」の利益が勝るとは評価し難いとの批判を向けうるであろう<sup>(21)</sup>。

むしろ、本判決の結論を正当化するとすれば、武道や趣味などの用法での利用を目的としている場合、器具の携帯行為が対人殺傷犯罪に発展する可能性が低く、人の生命・身体に対する危険が相当に小さいことに求めるべきであるように思われる。本判決が、本件ヌンチャクの用途或使用目的、携帯の動機経緯等に加えて、被告人の職業、日常生活、周囲の状況も多数の者がいたともいえないことを考慮しているのも、このような「対人殺傷犯罪に発展する可能性」を問題にしていると理解することができる。

こうした観点をさらに突き詰めれば、本件においては、「職務上又は日常生活上の必要性」が「人の生命・身体に対する危険」を上回るというよりも、そもそも本号の処罰に値する程度の実質的な危険が存在しないと考える方がより直截であるとの見方もあり得よう。このような見方が正しいとすれば、少なくとも理論上は、「正当な理由」の有無の問題ではなく、「可罰的違法性」の問題として捉えるのが妥当であるように思われる<sup>(22)</sup>。この点で、前出京都簡裁昭和48年2月19日が、被告人が木刀を約9か月間にわたり平穩無事に自動車内に置き続けており、木刀を使用して喧嘩等をしたこともないという事実から、「本罪が所期する可罰的違法性に値しないものと解するのが相当である」との判断を示していることが、参考となるであろう。もっとも、適用の限界が不明確な「可罰的違法性」論を多用することには問題も少なくない。まずは、本号の処罰に値する危険の存在を、「器具」・「隠して」・「携帯」という3要件を通じてなるべく担保していく方向を目指す必要がある。本判決は、その中でも

(21) 田川靖紘「軽犯罪法1条2号にいう『正当な理由』の意義」高橋則夫=松原芳博編『判例特別刑法』（日本評論社、2012年）378頁も参照。

(22) 大場・前掲注(10)101頁も、「軽犯罪法が違法性の軽微な犯罪類型を定めていることを考えると、可罰的違法性を考慮する意義はきわめて大きい」とする。

「隠して」の要件について実質的に限定する解釈を示したものであり、前述した課題はなお存在するものの、その意義は高く評価することができる。